

## 3月広報事項①

### 【件名】

### 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

### 【内容】

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

## 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？



自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

- ◆ **自動車を譲渡したとき**：令和2年3月31日（火）までに「移転登録」をお済ませください。
  - ★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。
- ◆ **廃車等で自動車を使わなくなったとき**：速やかに「抹消登録」をお済ませください。
  - ★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr6\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html)

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時から午後5時まで（土日・休日、年末年始を除く）

## 3月広報事項②

### 【件名】

**自動車税種別割住所変更届の電子申請をご利用ください**

### 【内容】

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続きが必要です。変更登録の手続きが遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続きを行ってください。

## 自動車税種別割住所変更届の電子申請をご利用ください

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続きが必要です。変更登録の手続きが遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続きを行ってください。

- ※ 東京ナンバーの自動車に限ります。
- ※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。
- ※ 電子申請をご利用いただくには、東京共同電子申請・届出サービスへの利用者登録が必要です。
- ※一部のスマートフォンはご利用になれません。

詳しくは、 **主税局 自動車税種別割 住所変更**

検索



【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時から午後5時まで（土日・休日、年末年始を除く）

## 3月広報事項③

### 【件名】

**個人で事業を営む方へ 個人事業税の申告期限は3月16日（月）です**

### 【内容】

都内において、個人で事業を営む方は、前年中の所得について、令和2年3月16日（月）までに、所管の都税事務所・都税支所・支庁へ事業税の申告をしてください。ただし、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

なお、事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。

～個人で事業を営む方へ～

**個人事業税の申告期限は3月16日（月）です**



申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和2年3月16日（月）
申告先及び 問い合わせ先	所管の都税事務所・都税支所・支庁

## 3月広報事項④

### 【件名】

**個人事業者の方へ 事業所税（23区内）の申告納付期限は3月16日（月）です**

### 【内容】

事業所税は、都市環境の整備・改善の事業費に充てるために、事業所等において行われる事業に対して課税される目的税です。23区内において、事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合には資産割が、事業所等の合計従業者数が100人を超える場合には従業者割が、事業主に課税されます。

個人事業者の方で上記要件に該当する場合は、令和2年3月16日（月）までに、主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所へ申告し、納付してください。

なお、前年に事業所税の納税義務があった場合、23区内全域の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合または合計従業者数が80人を超える場合にも、申告が必要となります。

個人事業者の方へ

## 事業所税(23区内)の申告納付期限は3月16日(月)です

事業所税

令和元年12月31日現在、次の条件に該当する場合には、令和2年3月16日（月）までに申告納付が必要です。

区 分	要 件
資 産 割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
従 業 者 割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合



※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に事業所税の納税義務があった場合
- 23区内全域の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合、または合計従業者数が80人を超える場合

●お問い合わせ先

所管都税事務所の事業所税班

- ・東京都では、23区内の事業所税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告及び電子申請・届出の受付を行っています。また、eLTAXにより電子申告を行っている場合、電子納税による納付も可能です。ぜひご利用ください。
- ・ご利用手続きについて、詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。ヘルプデスクまでお問い合わせください。

【 ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】 0570-081459（IP電話をご利用の場合：03-5521-0019）  
9時～17時  
（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

## 3月広報事項⑤

### 【件名】

### 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

### 【内容】

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）

なお、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

## 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）

### <寄附金税額控除の対象となる寄附金>

#### 1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。またその他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

#### 2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

#### 3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| ○確定申告の手続について      | 管轄の税務署                   |
| ○住民税申告の手続について     | お住まいの区市町村                |
| ○ふるさと納税の手続等について   | 寄附先の自治体                  |
| ○都の条例指定寄附金について    | 主税局課税部課税指導課 03-5388-2969 |
| ○区市町村の条例指定寄附金について | お住まいの区市町村                |

## 3月広報事項⑥

### 【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

### 【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

# 中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和3年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和2年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

### 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

## 3月広報事項⑦

### 【件名】

### 大法人の電子申告が義務化されます

### 【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されます。

## 大法人の電子申告が義務化されます

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されます。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

### ■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

### ■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

### ■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

### ■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

### ●詳細はこちらから

東京都主税局ホームページ

東京都 電子申告 義務化

検索

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



## 3月広報事項⑧

【件名】

**令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました**

【内容】

- 1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました
- 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

### 令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

#### 1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました

- (1) 税率は燃費基準達成度等に応じて決定し、**新車、中古車を問わず**、非課税、1%、2%及び3%の4段階を基本とします（営業車、軽自動車の税率は2%が上限です。）。

【自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※		
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%
上記以外	3%	2%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

- (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した「**自家用乗用車**」については、自動車税環境性能割の税率が**1%軽減**されます。

【令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用		自家用	
	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※				
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※				
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%	1%	1%
上記以外	3%	2%	2%	1%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

#### 2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

- (1) 自動車税の名称が、「**自動車税種別割**」に変わりました。制度は自動車税と同様です。
- (2) **令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」**については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられます。

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率表】

総排気量	現行	引下げ後
1,000cc以下	29,500円	<b>25,000円</b>
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	<b>30,500円</b>
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	<b>36,000円</b>
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	<b>43,500円</b>
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	<b>50,000円</b>
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	<b>57,000円</b>
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	<b>65,500円</b>
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	<b>75,500円</b>
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	<b>87,000円</b>
6,000cc超	111,000円	<b>110,000円</b>



【お問い合わせ先】  
 東京都自動車税コールセンター  
 03-3525-4066  
 平日午前9時から午後5時まで  
 （土日・休日、年末年始を除く）

## 3月広報事項⑨

### 【件名】

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

### 【内容】

縦覧とは、納税者の方が、自己の土地・家屋の価格を同一区市町村内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の価格が適正であるかどうかを確認できる制度です。

令和2年1月1日現在、23区内の土地・家屋を所有する納税者の方は、土・日・休日を除く4月1日（水）から6月30日（火）までの間、土地・家屋が所在する区にある都税事務所縦覧帳簿をご覧になれます。

なお、東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧ください。また、各都税事務所にお問い合わせのうえ、必要な書類をお持ちください。

## 4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

- ◆ 縦覧期間 令和2年4月1日（水）から6月30日（火）まで（土・日・休日を除く）
- ◆ 縦覧時間 9時～17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

### ＜縦覧できる方＞

令和2年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

### ＜縦覧できる内容＞

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）

### ＜必要書類＞

納税者本人であることを証明できるもの。

※ 運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。また、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

（注）納税通知書は6月1日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 3月広報事項⑩

### 【件名】

**固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の送付先変更手続きはお済みですか？（23区内）**

### 【内容】

住所の移転等で区役所等への住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先は変更されません。登記手続きがお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出いただくか、「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」から、送付先変更の手続きを行ってください。

なお、上記手続きは23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の名義人の氏名及び不動産登記簿上の所有者の住所・氏名を変更することはできませんので、ご注意ください。

また、海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の  
納税通知書送付先を変更される方へ～

## 固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続き

はお済みですか？



住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。  
登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

#### 【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

#### 【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。

- 上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

＜変更できないもの（例）＞納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

- 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

## 3月広報事項⑪

### 【件名】

**不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

### 【内容】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した土地に対する固定資産税・都市計画税を最長5年度分、住宅の敷地並みになるよう8割減免します。

#### ◆減免要件◆

- ① 取り壊した老朽住宅について区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること  
※区に老朽建築物除却費助成を申請すると、区が認定を行います。  
(助成制度がない区もあります。詳しくは各区の担当窓口にお問い合わせください。)
- ② 老朽住宅が、不燃化特区の指定日から令和2年12月31日までの間に取り壊されていること
- ③ 老朽住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- ④ 防災上有効な空地として、適正に管理されていると区から証明されていること  
(家屋等の建設工事に着工している場合等は防災上有効な空地として認められません。)
- ⑤ 老朽住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が、減免を受けようとする年の1月1日時点において、当該土地を引き続き所有していること
- ⑥ 減免を受けようとする年度の固定資産税・都市計画税の第1期分の納期限（6月30日（土・日・休日の場合は翌開庁日））までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

## **不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

### 【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

### 【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土・日・休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続きについては、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。  
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

## 3月広報事項⑫

### 【件名】

● **e L T A X 電子納税がさらに便利になりました**

### 【内容】

2019年10月から地方税共通納税システムが稼働し、e L T A X 電子納税がさらに便利になりました。これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来るようになりました。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A X ホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

2019年10月から

# 地方税共通納税システムがスタート!!

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

### ○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

### ○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます!!

### 取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

